

# 自書申告で期限内に納税を!

平成13年分の所得税の確定申告の期限は、3月15日(金)までです。また、個人事業者の消費税申告は、4月1日(月)までですので、早めに済ませましょう。

## 確定申告は「自書申告」で

本年は、所得税の確定申告書の様式が新しくなりましたが、「確定申告の手引き」も合わせて改正しています。

これをご利用頂くなどして、ご自分で所得金額や所得税額などを正しく計算して、早めに提出をお願いします。

なお、提出は、添付書類などとともに郵送でも受け付けています。

## 納税は期限内に、振替納税のご利用を

平成13年分の確定申告による所得税の納期限は平成14年3月15日(金)です。できるだけお早めにお済ませ下さい。

同様に、個人事業者の消費税の納期限は、平成14年4月1日(月)です。お忘れなく手続きを済ませて下さい。

また、振替納税をご利用いた

だくと、納税のための手間が省け、うっかり納期限を忘れてしまふこともなくなつて大変便利です。ぜひご利用下さい。

なお、本年の預貯金からの振替日は次のとおりです。

・所得税：4月19日(金)  
・消費税：4月25日(木)

## 所得税の申告相談日程

◎確定申告に関する相談の方  
(譲渡所得や贈与税の相談を  
除く)

▼会場 新潟県商工会館 7階  
(県庁西隣)

▼日時 3月15日(金)まで  
午前9時～11時  
午後1時～3時30分

◎確定申告に関する相談の方  
▼会場 新潟税務署

▼日時 3月15日(金)まで  
午前9時～11時  
午後1時～4時  
※両会場とも、土曜日・日曜日は除きます。

ついでに、次回の協議会で審議することが確認されました。

## 今回の協議会で

### 検討された内容

- 1市2町の各種の調整について、次のような考え方に基づいて今後調整することになりました。
- ①原則として、新潟市の制度に統一する。
- ②亀田町・横越町の住民生活に大きな影響をもたらすものについては、例外的に激変緩和措置を設けることを検討する。
- ③亀田町・横越町の制度を参考に、新潟市の制度内容の見直しを検討する。

なお、会議の内容や資料は協議会ホームページでご覧になれます。また、行政制度の比較内容については次号でお知らせします。

市町村合併についてのご意見・ご要望は、役場総務課までお寄せ下さい。

## 町議会臨時会 第1回会

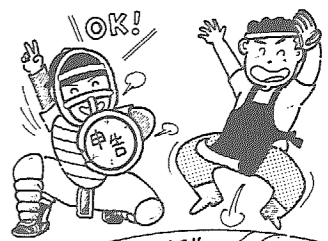
## 中学校改築の工事請負

## 契約の締結を認める

横越町議会第1回臨時会が、2月8日の1日間の会期で開催され、横越中学校改築工事における建築、電気設備、機械設備のそれぞれについて、業者との

工事請負契約を締結する議案などを可決しました。

この請負工事については、広報今月号14ページの「入札結果」をご覧ください。



所得税の申告と納税は3月15日までに!

## 納税証明書を請求される方へ

3月は、例年、所得税や消費税等の確定申告のため、窓口が大変混雑し、納税証明書を当日発行できない場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求されますようお願いいたします。

また、申告及び納付の直後(約1か月以内)に納税証明書を請求される場合には、「確定申告書の控え」と「領収証書」を持参して下さい。

なお、本人以外による請求の場合には、委任状が必要になります。

## 贈与税の申告と納税も3月15日(金)まで

平成13年中に、個人から土地、建物や住宅購入のための現金な

## 町内での申告と納税相談

区分	相談日・対象地区	時間・会場
農業所得者の申告と納税相談	3月1日(金)	上町・中央
	4日(月)	東町・川根町 茜ヶ丘・十二前
	5日(火)	沢海・阿賀野
	6日(水)	木津・二本木
	7日(木)	小杉・平山 藤山・駒込 うぐいす
	●時間	午前9時～11時 午後1時～4時
	住民税対象者の申告と納税相談	3月8日(金)
11日(月)		東町・川根町 茜ヶ丘・十二前
12日(火)		沢海・阿賀野
13日(水)		木津・二本木
14日(木)		小杉・平山 藤山・駒込 うぐいす
●会場		横越町役場 1階 多目的ホール

ど110万円を超える財産の贈与を受けた人は、贈与税の申告が必要です。

申告と納税の期限は、3月15日(金)までです。

## 問い合わせ

〒951-8685  
新潟市宮所通二番町  
692番地5  
新潟税務署  
☎229-2151

## 財産をもらったとき



詳しくは、広報(今)2月号折込の申告の手引をご覧ください。か、町民税課(☎385-2111)へお問い合わせ下さい。

## 8首長が集まりシンポジウム開催 新潟都市圏の将来像を考える

2月19日、聖籠町文花会館で「新潟都市圏の将来像を考えるシンポジウム」が開催され、約600人が参加。当町からも町議会議員など約40人が参加しました。

このシンポジウムは、新潟都市圏の一体化の議論を通じ、その方法や市町村合併の必要性と効果、政令指定都市を目指すにいたる21世紀のまちづくりなどについて、新潟都市圏の首長が一堂に会して語り合い、住民の方々と考えることを目的に毎年開催されており、今回で4回目。

はじめに新川達郎氏(同志社大学教授)から「これからの地域づくりにおける大都市制度の意義

と展望」と題して、仙台市の合併・政令指定都市移行の例を挙げながら、今後の大都市のまちづくりについて講演がありました。

次に、パネリストとして長谷川新潟市長、湯田新津市長、川口両津市長、吉沢白根市長、小川豊栄市長、渡邊聖籠町長、浅見横越町長、阿部亀田町長、コディネーターとして目黒剛氏(新潟経済同友会前常任理事)が、「にいがたの都市のまとまり」新潟都市圏の一体化と21世紀のまちづくりを考える」をテーマに議論を展開。その中で、浅見町長は「住民の安全で安心した生活のため、早期の合併・政令

指定都市移行を実現して、新しいまちづくりを行うことが必要」と述べました。

参加者たちは、自分たちの地域の将来はどうなるのかと真剣に聞き、それぞれの市町長に対して質問をしていました。



## 町臨時的任用職員を募集します

～申し込みは3月15日まで～

- ◆職種・人員 一般事務職 若干名
- ◆受験資格 昭和36年4月2日以後に生まれた方で、高等学校卒業程度の学歴を有し(平成14年3月31日までに卒業見込みを含む)、パソコンを活用して文書等を作成できる方。
- ◆業務内容 正規職員と同様の業務に従事します。
- ◆勤務期間 平成14年4月1日から原則1年以内。
- ◆申込方法 役場総務課(2階)に用意してある受験申込書に必要事項を記入、押印し、写真を貼付のうえ提出して下さい。
- ◆提出期限 平成14年3月15日(金) 午後5時必着
- ◆試験期日 平成14年3月21日(春分の日) 試験会場は横越町役場
- ◆問い合わせ 総務課 ☎385-2111(代) 内線214